

(平成24年10月3日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認新潟地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

1 件

厚生年金関係

1 件

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 10 月 15 日から 36 年 7 月 20 日まで  
A社（現在は、B社）C工場に勤務した申立期間が脱退手当金支給済期間となっていることが分かった。  
退職日に給料と退職金を受け取った記憶はあるが、脱退手当金の制度も知らず、受給した記憶は無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

当時の事務処理においては、厚生年金保険の被保険者に脱退手当金を支給した場合、その被保険者証に「脱」の表示をすることとされており、申立人が現在も所持している被保険者証には、その表示が確認できる。

また、申立人のA社C工場に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和36年8月14日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、A社において脱退手当金を受給している複数の元従業員の証言から、同社では申立期間当時、脱退手当金の代理請求を行っていたことがうかがえることから、申立人についても、事業主による代理請求が行われたことも考えられる。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、申立人は、「A社C工場の勤務期間と厚生年金保険被保険者期間は一致している。自己都合により退職し、退職金を受け取った。」としているところ、B社が保管する退職金規定では、自己都合の場合の退職金の支給範囲について、「勤続3年以上勤務した者が、自己の都合にて退職する場合に支給する。」とされている。